

# I 太田市都市計画マスタープランについて

## 1 都市計画マスタープランの策定趣旨・役割・位置づけ

### (1) 新たな計画策定の趣旨

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき定められるもので、都市における長期的なまちづくり及び都市計画の総合的な指針を指すものです。平成17年3月の合併後、旧市町の都市計画マスタープランを統合する形で平成20年4月に「太田市都市計画マスタープラン」が策定されました。

その後、10年が経過し、太田市としての一体性を持った都市づくりの方向性が醸成されつつある一方で、進行する少子高齢化、人口減少などの社会経済情勢の変化に対応するため、良好な「まちのまとまり」を維持しながらコンパクトな都市への構造転換を図っていくことが必要となっています。また、これからの都市づくりにおいても、全国有数の工業都市として今日の活気ある太田市を支えてきた産業を引き続き維持・発展させていくことが重要です。

今回の都市計画マスタープランは、そうした太田市の新たな都市づくりをイメージし、第2次太田市総合計画等の内容と整合した風格と魅力あふれる将来像の実現に向けて策定されました。

### (2) 役割

都市計画マスタープランには、主に次の3つの役割があります。

- ① 都市の将来像と都市づくりの展望の明示
- ② 市民とのまちづくりの「協働」と「共有」
- ③ 都市計画の決定や変更の根拠

(市街化区域への編入、用途地域の指定、地区計画の策定、市街地開発事業、都市施設など)

### (3) 位置づけ

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、長期的なまちづくり及び都市計画の総合的な指針を示すものであり、その上位計画である太田市が定める「総合計画」と群馬県が定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に則するとともに、個別の都市計画との総合調整を図りながら検討され、計画されるものです。

## 2 都市計画マスタープランと諸計画との関係

太田市都市計画マスタープランは、次図に示す上位計画・関連計画との整合を図りながら策定され、その内容に基づいて様々な都市計画事業が検討及び決定されていきます。

### 相関図

